

# 文書館ニュース

12 号  
山口県文書館

## 郷土資料の地元移管について

——厚狭毛利家文書の場合——

江 沢 能 求

厚狭毛利家最後の当主十四代一彦氏に召集令状が降ったのは、敗戦の報しきりに続く昭和十九年の春であった。その時既に弟の宣男氏は北支戦線に散っていたし、母千代さんは事情があつて一時復籍したり馬屋原家へ再婚したりの出入りがあつて、あれやこれやで孤独な彼に臆大な毛利家文書の扱いは年来頭痛の種だった。そこへもつてきて、かねてそれなりに覚悟はしていたものの、突然の召集である。事態は緊急を要した。が、さりとて無下に放置もできず、瞬時の判断で彼はこの重要文書を、中学の同級で、長府在住中家ぐるみの付きあいだった重村力君に託し、後事を委任した。

その時彼は奥向きの系図を示しながら、

「僕が死んだら、君の手でこのところへ、僕の名を書き継いでくれ、きつとだよ」

郷土資料の地元移管について……………江 沢 能 求…1  
福栄村行政文書の保存について……………大 平 勇…5  
行政資料の保存をめぐる……………三 隅 大 策…6  
文書館だより……………8

と言ひ残して出征したという。そしてそのまま、再び帰ってくることはなかった。

一彦氏から大事な文書を託された重村君は、その保管場所の選定に当惑して厚狭の地に菩提寺洞玄寺を訪ねたり、毛利家と関係の深い厚狭高女等々にあたつてみたが、いずれも満足な結論が得られぬまま、この文書の歴史の重みに耐えかねて、最後に山口県史編纂所にこれを寄託することによつて解放された。その時

「確かにお預かりします」

と応接に當つたのが、当時史料編纂にとり組んでいた石川卓美先生だった。

こうして「厚狭毛利家文書」は爾來県史編纂所と県立図書館と県文書館の奥深く秘藏され、孤高の空間に眠りつつけることになるのである。

昭和二十五、六年頃偶々この資料の所在を知つた我々郷土史研究会のグループは、何とかこれを地元厚狭に移管したいと切に願ひ、町立図書館長枝村義人君等と共にその構想を進めていたが、残念ながら請け入れるに足る完璧な施設が当時厚狭にはなかった。

昭和四十六年町立図書館の新築完成と共に、移管の気運は俄かに動きはじめた。この図書館に保管し、然るべき管理態勢を整えれば

絶対に大丈夫だという確信に裏づけされてのことである。偶々山陽町は町史編纂にとり組もうとしていた矢先でもあり、この史料を看過しては厚狭の近世史は語れるものではない、それにどうしても地元移管が不可欠であるという点においては誰れの考えも同じであった。文書館側も郷土資料の地元保管については極めて厚意的であり、寄託当時の直接の責任者であった石川先生からも、すじが通れば異存はないという確信を得たのに力づけられ、去年の春東京出張の折に毛利家のご後室と逢って、厚狭移託についての基本的な諒解をとりつけたのだった。

ところがいくら待っても、ご後室からのO・Kがはねかえってこない。だんだん焦点をしぼってゆくと、その奥に後見人重村力なる人物の顔が大きくクローズアップされているのに驚いた。枝村館長は中学の同級だとしきりに親しもうに言うけれども、正直なところ中学以来彼と逢ったこともないし、第一重村君がどんな男だったか俄かに想い浮ばないほどの付きあいだったので、その時まで彼の消息については全くの無知であった。仄聞するところによると、彼はひと頃「随筆サンケイ」の名編集長だったといわれて、今は武蔵野市に療養生活を送っているという。記憶の線をたぐってゆくと、イメージは次第にかたまってきた。

重村君は私と同じく昭和五年に豊浦中学に入った男である。俊秀だったが、病気が彼の足をひっぱって一度留年した。そのクラスにいたのが厚狭毛利家十四代当主一彦氏であり、いま一人は私と小学時代のクラスメイトである図書館長枝村義人君であった。そんな訳で私にとって枝村君は小学時代の、そして重村君は中学の同級であったし、一方、枝村・重村・毛利三君は中学の同級であるという組

み合せになる。しかも毛利一彦氏は私の寺洞女寺開基家の末孫であり、仏事の時など弟宣男氏を従えた幼い当主一彦氏が長府からくりこんでくると、旧家臣の主だった連中が羽織袴で迎え、聞いたこともないような格式ばった挨拶にはじまり、ねんごろな回向ののち、長い石段の下の馬つなぎ場まで羽織袴に送られて去って行く後姿を、異質なもののように見た記憶が今でもかすかに甦ってくる。どうやらこのあたり、役者も揃っているし話もうまくできすぎているが事実だから止むをえまい。

私は時の流れの向う側から、眼に見えない糸にあやつられているような戦慄を覚えた。これらの組み合せは或は全くの偶然かも知れない。しかし、ほんの少し観点をずらしてみると、どうやらその底流には必ずそうなるべき必然が引かれていたに違いないのである。そうだとすれば、この次に来るべきものも又必然である筈である。いまこそ絶好のチャンスではないか、この機をはずしたら永久に陽の目を見ることはできないぞというあせりに追われて、重村君に対する猛烈なアタックがはじまった。

枝村館長が先ず電話で直接交渉の火蓋を切った。受話機の向うの声は四十年の歳月を超えて昔のままだった。まもなく一通の手紙が届けられた。

「君たちは眠れる虎を野に放とうとするのか、それならばそれだけの責任は必ずとらせるぞ」

などと半ば脅迫じみたくだりもあったが、基本的には合意に達し、また極めて積極的協力の扉も開いてくれた。しかし実際の処理がそうみやすく運んだわけではない。寄託に同意はするが何かと付帯条件がある旨を述べ「趣意書」なるものの素案が山陽町長神田大円



書館に寄託しておられたものである。従つて昭和十九年八月重村君が持ちこんできたのは黒漆箱へ入っていた「秀吉公御朱印」以下の奥向きの資料であつた。これらのすべてを一括して山陽町へ寄託して頂くことになつたのである。

文書の保存管理については、どんなきびしい扱ひも慎重すぎるといふことはない。だから我々も基本的とり組みとして重村君のこの構想に異存はなかつたけれども、行政当局との折衝の段階では法人の問題や文書館をはじめ各種公的機関への諒解とりつけのおもむくなど、幾多の問題が山積していた。それらのつめを毎日のように電話でかため往復書簡をくりかえしたが、核心に迫ろうとすれば言葉のニュアンスや文字の解釈などに誤解を生じたり行き違いもあつたりして、隔靴搔痒をまぬがれなかつた。

枝村館長と私は機を失せず武蔵野へ飛び、徹宵して移管についての手順を詰めた。ほど近い深大寺の金木犀の巨木が、まだ清楚な残り香をおくっていた十月のはじめであつた。

東京から帰つた二人は直ちに移管についての作業にかかり、枝村君が行政の窓口となつて書類の作製にあたり、一切の手続きを終了の上最後に万全な輸送態勢をととのえ県文書館から町立図書館へ運び入れることができた。時に昭和五十一年十一月一日であつた。

こうして幾多の変遷を経た後、文書の取扱いと管理に厳重なクレームをつけて将来に備へることになり、昭和五十二年五月七日「厚狭毛利家文書保存会」第一回理事会が開かれたのである。はるばる東京から毛利千代ご後室、並びに後見人重村力君の参加も得た。その際毛利家側の強い要請の線に沿つて構成された理事は、

- ①厚狭毛利家当主 ②重村力 ③石川卓実 ④洞玄寺住職 ⑤山

口県文書館長 ⑥厚狭高等学校長 ⑦山陽町長 ⑧山陽町教育長  
⑨山陽町文化財審議会委員長 ⑩山陽町立厚狭図書館長 ⑪枝村義人の各氏であり、会則の第三条に、

「この会は厚狭毛利家文書の理解を深めるとともに当該文書の重要性を認識し、厚狭毛利家よりの寄託同意書ならびに寄託趣意書に基づき、永代保存管理の万全をはかることを目的とする」と定められた。これでこの文書はもう二度と厚狭の地を離れることはないであらう。

文書移管経緯の概要は右の如くであるが、私がなぜこのことに敢えて触れておきたかつたかといへば、厚狭毛利家の現状は、直系の一彦、宣男両氏とも戦死されて跡職がなく、御後室の千代夫人は八十三才の高齡且つご病弱であるということ、更に後見人重村力、図書館長枝村義人両君も私も又共々に華甲の歳にならうとして余日を期し難いなどもろもろの不安に迫らたてられて、このことだけは我々の眼の黒いうちにと気負ひ立つた執念の結末でもあつたからである。もう一つ加えれば、この行形は不思議なえにしを感じざるを得なかつた衝動に触発されてのこともうそではない。

ともあれ、文書は既に厚狭の地にある。厚狭毛利家断絶と決したいま、山陽町は永代寄託としてこの文書をうけ継いでいかねばならない。それにはこの文書の保全、活用はどう対処するか、受けて立つ行政の責任が問われる課題である。

(洞玄寺住職)

## 福栄村行政文書の保存について

大 平 勇

本村ではいま行政文書の永久保存作業に取り組んでいます。この作業に取り組むに至った経過と文書管理のあらましを述べてみます。これまでの本村の行政文書の保存状態は決して良いとはいえませんでした。昭和三十年の旧福川、紫福二カ村の合併で、福川地区に庁舎が新築され、事務所移転に伴って多くの文書が廃棄処分になったものと思われま。合併後は、文書の管理、保存の規程もなのまま担当職員それぞれの考え方に基づいて保存し、必要でなくなつた文書は、次々廃棄処分にするという型がとられてきました。昭和三十九年になってようやく文書管理規程が定められたのに伴つて、文書広報係が設けられ、この係が文書の管理と保存を集中して行うことになったのです。

しかし、この体制もこれまでの文書の保存状態を大幅に改善したものでなく、各担当課が将来を見通して行政事務遂行上必要となるか否かの判断に基づいて、文書管理規定にそつて文書分類、保存年限を設定し、文書係は、当該年度終了後それぞれの課で設定された分類と保存年限に従つて製本し保存するという形態がとられてきたのです。

一方では、すでに保存年限を経過した文書は、逐次廃棄(焼却)処分するという型が何等疑問も抵抗もないまま行われてきたのです。

行政文書の保存はこのようにして行われてきましたので、村議会会議録や予算にかかわる書類、統計書等を除いた一般行政文書の永久保存は、量的にみても極めて少ないのが実状です。村行政の歴史ともいふべき村行政の流れを知ることのできる文書を保存するという考え方は全くなかつたのです。

行政文書の永久保存の必要性を感じたのは、山口県文書館職員の方を来庁を得てからのことです。書庫を見せて欲しいという申し出に、その目的すら分らないまま案内したのですが、「相当古い文書がありますね」と、毛筆書きでしかも虫に食われてボロボロになった古文書を手にとり、「この分間図は六尺五寸一一間で測図されたものです」「この地域に鉄道を通ず運動が盛んだったので、その文書がどこかにあるはずですが」「まだまだ古い文書もあります。これを役場で保存してもらえ」といのですが……」など古い文書を見ながらさまざまな会話を通して、行政業務遂行上の必要性にとらわれることなく、村行政の歴史の見地に立つた保存を考えていかなければ、いずれこの古文書も姿を消し将来とも村行政の歴史を緝くことはできなくなると思つたのです。

こうしたことに起因して、行政文書の永久保存に取り組むことにしたのですが、問題はこの文書を保存する場所をどうするかです。従来のように、職員が自由に文書を持ち出すことができないよう厳重に保管しなくてはならないことです。そのためには文書を保存する専用の書庫を新設することが最も望ましいことです。しかし、現在の村の財政事情からして、すでに行政業務遂行上の役目を終え、廃棄する文書保存のために巨額の経費を投入することは、上層部の理解を得ることが困難と思われ、やむを得ず保管庫を購入して庁舎

の空間に設置する方針を決め、昭和五十二年度の当初予算に保管庫購入費として二十万円を予算要求したものです。予算額からすればわずかな額ですが、投資効果から考えても、予算獲得は困難を極めるものと思っていました。しかし、思ったよりすんなり認められ、むしろ「時期的には遅いのでは……」とハッパをかけられる始末でした。

上層部の理解を得て、県図書館の指導と援助を受けながら作業に取り組んでいます。過去の文書保存の実態からすれば若干の空白は免れませんが、幸いにも支所の書庫には、合併時に残された文書がそのままの状態であったことが、作業を進めるうえで救いとなっています。

当面、今年度は合併以前の文書の保存作業を終り、今後は、年一回の廃棄処分作業ごとに保存を重ねていくこととなりますが、蓄積された行政古文書がいつの日か重視され、利用されることを念じています。

残念なことに、昨年十二月の人事異動で、文書広報係を退くことになりましたが、上層部の深い理解のもとに将来とも保存作業は続けられるものと確信しています。

(福栄村役場職員)

## 行政資料の保存をめぐる

——長門地区図書館職員連絡協議会——

### 三 隅 大 策

長門地区公共図書館職員連絡協議会では、年三〜四回各館持ちまわりの研究会を開いて、図書館員相互の連絡協調や情報交換、研修などを行っている。

近來図書館活動のなかに地方史研究熱の高まりとともに、行政資料について次第に関心が寄せられ、全国的にもその機運がもりあがりつつある現状のなかで、ともあれ公共図書館が積極的な姿勢で行政資料の問題と取り組むべきであるという理解がお互の間に最近あらためて認識されてきた。

以前から長門地区でもこのことが一部では指摘があり話題にあげられることもあったが、どちらかと言えばその取扱いについて、特殊な専門性を要求されるので、現状の下では図書館が本来の活動面に追われている現実、また施設・職員などの面での受入態勢から、すぐさまとりかかるだけの余裕がないというのが偽らない姿であった。

と言つていつまでも手をこまぬいてこの問題を看過することは事態の解決にはならず、消極的な姿勢は何ごとも前進への導入とはならないこと、すくなくとも積極的な姿勢で試行錯誤することのなかで、これまでの悪条件への何らかの突破口を掴むことにもなるであ

らうし、解決への一歩前進ともなるであろうことには異論  
ずはなかつた。

俗な言いかただが、案ずるよりも生むが易し、なんらか  
りださなければ、退歩はあつても進歩はあり得ないとい  
う定するものはなかつた。

そこで昭和五三年度は行政資料についての問題を年間の俤  
マとすることになつた。

その試みの第一歩として五三年度の第一回の研究会を五月二三日  
菊川町立図書館において開催した。席上土屋貞夫氏（美祿市立図書館）の、行政資料についての講話をききながら、行政資料についての共通の理解と意識を確認しあうことにしたのであつた。講話の内容は原資料をテキストにして、郷土資料・行政資料・村役場事務分掌・帳簿記録・行政資料の分類・問題点などについてであつた。その内容概説については会報「ながと」二五号に収録して研究参考にすることにした。

土屋氏より提供された市町村文書戦前分保存数（山口県内市町村文書戦前分保存数調査一覽より・昭五一・三月末現在）によると、下関四七五点・宇部五〇〇・小野田一〇八・萩二二四・長門一〇三六・美祿一六八六・菊川三三八・山陽四〇二・楠七三・秋芳七九三・美東一二一九・旭九九九となつてゐる。この数字をそのまま単純に各館の行政資料に対する取り組みの姿勢として評価すべきではないが、これをみる限りでは、各館ともかなりの収集への意欲と実績はうかがうことができるのではないだろうか。それぞれの図書館によつてその実態は異なるので、数字のみによる同列の比較はさげねばならぬが、漸次行政資料への関心と留意は高まりつつあり、

さらに収集への努力は重ねられていくと思われる。

五三年度における第二回の研究会は八月一日萩市立図書館で開催、郷土史家田中誠氏の「萩市の行政資料」について、萩市郷土博物館所蔵の行政資料―特に明倫館を中心とした公刊行物、公文書類などナマの資料を展示紹介しながらの講話で、实际的に裨益されることが多かつた。講話の後協議に入り「行政資料にたいする実状と今後の計画」について、各館からそれぞれ報告を受けた。

各館ともその必要性は十分痛感しながらも現実切実な問題として資料の収蔵施設、職員の充実など受入対策に苦慮しているということが共通の悩みであり隘路であつた。が基本姿勢として収集への第一歩をまず押し進めていくこと、そして一日も早くなんらかの手をうって資料の散逸を防ぐこと、そのためにはともあれ手近かなところからはじめること、また県文書館との連繫によつて、地区行政当局の資料収集への理解と協力をとりつけること、直接間接に日常業務のなかで、あらゆる機会をとらえてこの問題と取り組む心構えが大切であることが望まれた。会終了後は萩市郷土博物館・厚狭毛利萩屋敷長屋・熊谷美術館を田中誠氏の解説案内で訪ね、貴重な歴史資料の数々にふれ、意欲の喚起や歴史史料への関心をたかめる機会を持つことができた。

第三回は十月一七日、行政資料をめぐつて、さらに美東町立図書館において開催。当日は県文書館研究員吉本一雄氏を招いて「行政資料収集の範囲」と題して、県文書館の実態をとおして専門家より多くの課題提起があつた。引きつづいて吉本氏を囲んでの質疑応答の時間をもち、当面もつとも切実とされる諸問題を各館から出しあつて、活発な意見交換がなされた。その内容については会報「な

がと」二六号に要約抄録して後学の資にすることにした。

以上が五二年度における長門地区の図書館における行政資料との取り組みの現在までの概要であるが、特に五二年度においてのみ行政資料の問題が課題とされた訳ではなく、各館ではそれぞれの実状に応じて年月をかけ、徐々にではあるがそれなりの関心と努力はなされてきていたと思われる。

下関の長府図書館をはじめ美祿・秋芳・山陽・萩・宇部などの各館においては、組織的な大がかりなものでなくとも、館自体として地域に応じた努力を重ねられてきていた。その成果はいずれ日を重ねるにつれて実績をあげてくることであろう。

いずれにしても長門地区の図書館職員連絡協議会で、行政資料の問題を共通の問題としてとりあげて協議しあつたことは、即効は別として一歩前進ではないだろうか。

しかし現実には数多くの困難な問題をかかえている。先にも述べたようにまず考えられることは職員の問題であつた。人員と質についてであつた。図書館の一般業務とは趣をことにし専門性が要求され、かたわらに手がけていたのでは、なかなか仕事がかどらないし時間のゆとりもない。かといつて文書館に類する施設を設けることも望めないことであろう。

現行の行政文書までの収集となると、一度で収蔵場所に事欠くにちがいない。そのためには事前選択の方法も考えねばならぬだろうし、整理、保管、利用など引き続いて検討されなければならぬ問題が山積している。

がそれらはさておき、とにかくにもまず収集すること、方法も種々あるが館員が足まめに行政担当者と直接話しあい、平素から

根まわしをして理解と協力を得ること、そこから第一歩を踏み出すことであるということであつた。また県文書館の側面的援助も充分態勢が整っていることは、長門地区にはまことに力強いことであり、推進への大きな力ともなることは間違いない。

このような現況下において為し得るとすれば、結局は図書館が中心となって克服していくことが望ましく、また必要であることが共通の理解であつた。

歴史資料・郷土資料・行政資料は日々失われつつあり、また作りだされつつある。この時点にいま一度視点をそこにあてて、可能な限りの収集への努力を払う必要がある、その解決の基本的姿勢は一つに図書館職員の意欲的姿勢にかかつているというのがおおかたの意見であつた。

長門地区で行政資料の問題を五二年度の討議テーマとして採りあげたが、その結論は性急に出すべきものではなく、共通の認識と理解をお互に持つことができたことだけでも、大きな収穫であり幸いであつたと言つても過言ではないような気がする。

(宇部市立図書館々長補佐・長門地区公  
共図書館職員連絡協議会代表世話人)

## 文書館だより

### 第一回 古文書・行政文書

#### 取扱者講習会の開催

昭和五十二年二月二十四日、「第一回古文書・行政文書取扱者講





の案内状は次のようなものである。

古文書・行政文書取扱者講習会について（案内）  
ご清祥のこととおよろこび申し上げます。

当館では十数年前の発足当初、古文書の講習会を開催して好評を得ておりましたが、その後中絶したまま今日に至りました。最近、市町村史の編集が全県下で行なわれるようになり、史料の現地保存運動もおきてまいりました。これと共に、古文書・行政文書（市町村役場文書）に対する認識も高まり、これらの取り扱ひに関する講習会復活の要望が強まってまいりました。

つきましては、これらの要望にこたえる意味において、左記のとおり復活第一回の講習会を開催いたしますので、どうかご出席をたまわりますようご案内申し上げます。

記

講習会」を、文書館の主催で開催した。当日の出席者は四八名あったが、このことは主催者である文書館職員をして一驚させる出来事であった。というのは、参集者はせいぜい二十名位であろうと予想していたからである。出席の案内先は、文書館地方調査員、公立図書館、市町村史編さん事務局であった。

この時点で、なぜこのような講習会を開いたのか。第一回目

- 一、名称 古文書・行政文書（市町村役場文書）取扱者講習会
- 二、期日 二月二十四日（木）
- 三、時間 午前十時から午後三時三十分まで
- 四、場所 山口図書館研修室
- 五、講座内容

- (1) 県内市町村文書の保存の現状と問題点…………… 広田暢久
- (2) 市町村役場文書と地方史研究…………… 北川 健
- (3) 山口市行政文書の整理…………… 高橋文雄
- (4) 近世文書の目録のとりかた…………… 石川敦彦
- (5) (実技) 襖の下張りのはぎとり指導…………… 多田穂波

## Ⅱ

この講習会のねらいは、この講習会を通して県内の「古文書・行政文書保存運動の展開」にあった。かつての講習会が、古文書を読むことを目的としていたことと違い、「保存運動」の同志の獲得と拡大にあった。従って、講座内容もその線にそって構成されている。県内の古文書・行政文書を散逸・湮滅から守ることは、文書館職員だけで遂行出来るものではない。同愛の士が県下各地で保存運動を展開し、一冊でも一点でもより多くの古文書・行政文書が、然るべき保存機関に収蔵されるようにするためには、連帯した運動が必要である。その連帯の場としての講習会である。

文書館職員が市町村文書の調査に行くと、市町村職員から「うちの市町村にはもうこんな古い文書は不要です。若し県が必要なら差上げましょう」といわれることが多い。このことは、市町村文書の歴史的価値や文化財としての価値を認めない無関心さの表明である。私達は「市町村有林や公会堂が古くなつたから、ただで県に進

呈しようという市町村がどこにありますか。これらの文書は一見役立たずのクズ紙にみえるが、この市町村歴史を書く場合には、かけがえない第一級の史料ですよ」と答えることにしている。庄屋の家の古文書も同様に、改築の際に消滅することが多く、後でこのことを知って残念がったことはいかに多いことか。「保存運動」の人達の輪の広がりこそが、史料保存の保障であると考えられる。

### Ⅲ

この「講習会」を開催するに当り、先に述べた文書館の考えている目的に合致する会とするためには、いろいろな形態が考えられた。例えば「研究大会」「協議会」などの形態も考慮の対象となった。そこで文書館の職員だけが考えたのでは不十分であろうということになり、県下市町村立図書館で郷土史料を所蔵している館の責任者の方々数名にご参集を願ひ、会の形態と性格について意見をきかせてもらった。その結果、「講習会」ということに決定したのであるが、その理由は次の通りのことからである。

- (1) 「研究会」というと研究発表の場と考えられ、敬して遠ざけられる傾向がある。
- (2) 「協議会」とすると、機関の長ばかりが集合し、実際に集ってほしい現場の人が集らないことが考えられる。
- (3) 「連盟」とか「同盟」というような組織的活動の団体ではない。
- (4) かつてあった「古文書講習会」の復活といえ、初心者の方が多いに違いない。

以上のことから、この会は「古文書・行政文書取扱者講習会」としたのである。しかし、文書館の真の目的が「古文書・行政文書保存運動」にあるので、やがてはこの「講習会」の卒業生を対象と

した「歴史資料保存利用機関連絡協議会」の「県内協議会」を結成する方向に進むべきであろう。  
(広田暢久)

### 『山口県史料』中世編の編集について

当館では昭和四十六年度以降『山口県史料(集)』の刊行を継続しており、既に「古代編」「近世編法制」(上)(下)の三巻を刊行済である。五十三年度から中世編を編集の予定である。中世編は全三巻とし、中世編1に記録を、同2に県内家わけ古文書を、同3に県外の家わけ古文書を収録の計画で、それぞれ昭和五十三年、十五年、五十七年の刊行を目指している。

収録年代の範囲は古代編(昭和四十八年刊)に引続き、文治元年(一一八五)から慶長五年(一六〇〇)に至る間とし、内容は山口県に直接かかわりのある属人・属地を含め、史料的内容の重要なものから採録することとしている。本県においては戦前に設置されていた旧山口県史編纂所(戦後廃止)時代に収集されていた中世関係史料も保存されているので、これ等史料を基幹として編集にあたる。なお、中世編1の出版は来年二月を期している。

(吉本一雄)

### 文書館ニュース 第十二号

昭和五十三年三月一日発行

山口県文書館

山口市後河原松柄一五〇一

千七五三

電 山口④―二一六